

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第26回)・
ワーキンググループ(第33回)

1 日時 令和6年9月4日(水)15時00分～16時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、越前構成員、落合構成員、クロサカ構成員、後藤構成員、
澁谷構成員、田中構成員、増田構成員、水谷構成員、山口構成員、山本(健)構成員、
山本(龍)座長代理

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セー
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団
法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通
信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケー
ブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクト
チェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興
センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、武田情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

(1) とりまとめ(案)について

(2) その他

【宍戸座長】 それでは、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第26回及びワーキンググループ第33回の合同会合を開催させていただきます。

本日ご多忙の中、本会合にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入る前に事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に事務局からウェブ会議による開催上の注意事項について、案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただきます。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきますので、音声設定を変更しないよう、お願いいたします。

本日の資料は本体資料として、資料26-1-1から参考資料26-2までの9点、用意しております。また本検討会の構成員であります奥村構成員並びにオブザーバーであります特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ様から資料を提出していただいておりますので、参考資料として配付をしております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。また傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。なお、本日は、クロサカ構成員は途中からご出席予定、石井構成員、江間構成員、奥村構成員、曾我部構成員、森構成員、安野構成員、脇浜構成員はご欠席予定と伺っております。

最後に本日の会議につきまして、報道関係者より冒頭カメラ撮りの希望がございましたので、構成員の皆さまにおかれましては、差し支えない範囲でカメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。それでは只今から15秒ほどお時間をお取りさせていただきます。

皆さま、ご協力ありがとうございました。これでカメラ撮りを終了いたします。これ以降の撮影は、ご遠慮ください。事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは冒頭、私より本日の議事の進め方についてご説明をいたします。まず議事の1といたしまして、前回会合におきましてとりまとめ案を事務局よりご説明いただきました。このとりまとめ案につきましては、一定期間の意見募集にかけ、広くご意見を頂戴したところです。こちらで頂きましたご意見を踏まえ、編集・修正しましたとりまとめ案について、事務局よりご説明をいただきます。その後、質疑応答

と意見交換の時間を設けたいと考えております。次に議事の2、その他でございますけれども、構成員からご提出いただきました資料について、ご質問いただいておりますので、事務局より説明をしていただきます。最後に構成員の皆さまからとりまとめに限らない全体に関するご意見などございましたら伺いたいと思います。

以上が本日の進め方でございますが、早速議事に入らせていただきます。議事の1でございます。とりまとめにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【入江室長】 総務省の入江でございます。それでは私から配付資料の資料26-1-1、1-2、2-1、2-2を中心にご説明を差し上げたいと思います。今、画面に投影しております資料26-1-1をご覧ください。意見募集結果について、ご報告・ご説明申し上げたいと思います。

まず事務局側で説明の前に編集させていただいた事項につきまして、一言言及させていただければと思っております。具体的には第1章にございました生成AIの普及に伴って、2026年までにオンライン上のコンテンツの90%が、生成AIコンテンツになるかもしれないという予測を事務局の資料ととりまとめ案にも記載させていただきました。これにつきましては、ユーロポールの報告書から引用しておりましたけれども、ユーロポールがこの情報は不正確であったとして、ユーロポールの報告書から該当記述を削除したと発表していましたので、本とりまとめ案からも削除するというところで編集をしてございます。ご了承くださいければと思います。それでは資料26-1-1に沿って、ご説明申し上げたいと思います。

まず意見募集期間でございますけれども、本年の7月20日から8月20日まで、意見募集期間が設定されました。意見提出数は1706件となっております。1番から32番までの団体とその他団体・個人が1674件ということになってございます。

2ページ目をご覧ください。この概要を大きく全般と制度と制度以外のもの、3つのパートに分けております。まず全般が2ページ目になります。まずとりまとめ案の体裁につきましてですけれども、重複する記載が含まれており整理すべきと、また別紙に制度的対応のパートがございましたけれども、これは本体に移すべきではないかというようなご意見がありましたので、とりまとめ案を後ほどご紹介いたしますけれども、体系を整理してございます。その他、全般に関する意見は、後2つほどご紹介させていただければと思うのですけれども、表現の自由に関する慎重な配慮の必要性ということでございまして、健全性検討会で議論になったプラットフォーム事業者の透明性確保の水準などといったものに関しては表

現の自由に関わるので、しっかりと対象となる事業者、あるいは業界団体等のステークホルダーに丁寧な説明を行っていただきたいという意見や、2つ目でございますけれども、しっかりと課題に対処するに当たっては、表現の自由と知る権利の保障を謳う基本理念に常に立ち返って、検討に対処されることを強く要望するというような意見がございました。回答案といたしましては、偽・誤情報対策というのは表現の自由の基盤を確保するという側面があることから、そういった観点も含めまして、今後総務省における丁寧な施策・検討がなされていくことに期待というような回答としてはどうかというような案となっております。もう1つがアテンション・エコノミーに関する意見でございます。すなわち1つ目のポツでございますけれども、アテンション・エコノミーは、それ自体に本質的な欠陥があるわけではなく、むしろイノベーションを促進し、表現を育み、活気あるオンラインエコシステムを支えているというような意見、あるいは、そのすぐ下の意見に移りますけれども、フィルターバブルやエコーチェンバーなどアテンション・エコノミーによる様々な課題を引き起こしているのは、プラットフォーム事業者のサービス設計によるところが大きいということで、プラットフォーム事業者が情報流通を担う責任を自覚して、しっかりと取り組んでもらうというべきではないかという意見等がございました。それにつきましては、1番下に回答案を書いてございますけれども、イノベーションの結果として、インターネット上のアテンション・エコノミーといった特徴が特に注目されていまして、対策が必要だというような認識の下、しっかりと表現の自由を確保するという観点から、今後総務省における丁寧な施策・検討がなされていくことを期待というような回答案としていかがかというように、ここには記載してございます。

3 ページ目をご覧ください。3つの柱ということで、制度についてご説明申し上げます。制度に係るものとしては、3つご紹介できればと思っております。1つがコンテンツモデレーション実施に向けた慎重な検討の必要性ということでございまして、1つ目のポツに行きますと、違法性のない情報に対するモデレーションについてですけれども、これにつきましては、表現の自由を尊重しつつ、柔軟な対応がなされるべきと。投稿者の表現の自由を過度に制限したり、プラットフォームの裁量を狭めるような方策は憲法上の権利を侵害する可能性があり慎重な検討が必要といった意見や、行政庁からのモデレーションの要請については自主的に削除が求められることから、これは検閲類似の行政庁による表現の自由への制約とならないように極めて慎重な配慮が必要という意見がございました。その次に移りますと、コンテンツモデレーションの実施要否等の判断に関与する人員等の体制

に関する情報の公表も議論されておりましたが、この公表に関しては反対であると。適切なコンテンツモデレーションのあり方はプラットフォームごとに異なる、その上で、人員等の体制について評価の方法がないにもかかわらず情報開示を求めるのは非常に乱暴な話であり、意味がないどころかリスクにもなり得るといようなご意見もございました。それに関しましては、表現の自由の基盤を確保するという観点から、今後総務省における丁寧な施策・検討がなされていくことを期待ということで、回答案を作成しております。次ですけれども、協議会による制度設計に向けた慎重な検討の必要性ということで、いくつか意見を頂いております。

1つ目のポツですけれども、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関しては、構成員・役割・権限等についての透明性確保とともに、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないような慎重な制度設計を要望するといった意見や、その次ですけれども、民産学官のマルチステークホルダーによる取組が政府による制度設計の下で実施されることには強い懸念がある、言論の自由への政府による介入を想起させるということで、措置の目的や必要性、設計のあり方から慎重に議論するべきといった意見もございました。これにつきましても、総務省においてはできるだけ幅広い意見を踏まえながら、議論・検討が深められていくことを期待というような回答案となっております。

制度の関係の3つ目でございますが、4ページ目をご覧ください。広告の質の確保に向けた法制化の妥当性ということでございまして、これについても、いくつか質問・意見を頂いております。具体的には結論ありきで性急に法制化を進めるのではなく、オンライン広告の配信の仕組みなどについて丁寧に情報収集を行い、広告事業の実態を踏まえた慎重な検討をするべき、関係省庁とも適切に連携するべきという意見や、その次ですけれども、広告審査の体制の透明化については反対である、なぜならプラットフォームごとにプロダクトサービスが異なり必要な体制が異なるからであると、評価をすることもできない状況で、誰しもがアクセスできる情報として開示することはリスクを増大させるという意見がありました。

次に営利広告でございますけれども、営利広告は制約の余地が大きいということの根拠については議論の余地があるという指摘には賛同し、慎重な議論が求められるべきであるといった意見がございました。これに対する回答案につきましては、総務省において広告の仕組みや事業実態をしっかりと把握した上で、適切な対応がなされることを期待するというような回答案となっております。

最後に制度以外でございますけれども、ファクトチェック機関の独立性確保の必要性でございます。まず1つ目のポツですけれども、とりまとめでは政府・公的機関などからのファクトチェック組織の独立性確保は必須との明記が必要ということで意見を頂いております。これにつきましては、今とりまとめ資料の26-2-2で、今、画面を投影しておりますけれども、とりまとめ案の本体をご覧いただくといいかないかというように思っております。今見ていただいているページで、様々な主体によりというところの параグラフでございますけれども、パブリックコメントでかけさせていただいた案では、独立性にも留意しつつというような書きぶりございましたけれども、そのご意見では、政府からの独立という、何々からのというのが明記されていない。留意しつつと書いてあったのですが、留意というのは心にとどめておくことということに過ぎないということでご意見を頂いておりますので、今ご覧になっていただいている案では、このパラグラフの1番最後でございますけれども、なお政府・公的機関などからのファクトチェック組織の独立性が確保されるべきであるというような形で、修正して記載させていただいております。

概要に戻っていただきまして、資料26-1-1に戻りますけれども、同じくファクトチェック関係の意見でございますけれども、情報伝送プラットフォーム事業者によるファクトチェック団体への財政支援につきましては、ファクトチェックをされる情報を掲載するプラットフォーム側がファクトチェックする側を支援するという点で公平性について賛否両論あるというように理解しており、政府として積極的に推奨するべきではないかという点について留意すべきというご意見を頂いております。これにつきましては、政府としてもファクトチェックの公平性・中立性に留意しつつ、取組が進められることを期待というようなことを検討会としてのコメントとしてはどうかというようなことで、回答とさせていただきます。以上が意見募集結果の概要の説明でございます。

詳細は資料26-1-2を投影していただきますと、ここにより詳細にどの社からどんな意見があつて、どういう回答案としているかというのが一覧となっておりますので、ご参照いただければというように思っております。

こういったパブリックコメントのご意見を踏まえて、資料26-2-1に移らせていただきますけれども、とりまとめ案の概要になってございます。これは7月16日、前回会合でお示した概要と形は変わっておりませんが、概要をまとめたものを再度作成しましたので、これはご参考ということでご覧になっていただければと思っております。これは基本的に7月16日に事務局から提示した資料と同じです。

資料26-2-2をご覧ください。先ほど1つのパラグラフを見ていただきましたけれども、こういった形でデジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会とりまとめ案ということで、表紙の体裁とかを変えてしまっておりますけれども、こういった形で、本体資料として140ページ弱の報告書に本体としてまとめさせていただきます、第2章と第3章のファクトに係るものに関しましては、別紙ということで、別紙1と別紙2という形で分類させていただきます、参考資料と併せまして、全体としてこれまでの現状をまとめたものということで、とりまとめ案とさせていただきますというように考えてございます。

第2章・第3章に移したということですがけれども、とりまとめの本体の資料26-2-2を映していただけますでしょうか。第2章・第3章は、ファクトとして別紙に移したのですけれども概要は残しております、例えばアメリカなどがどういう取組をしたかとか、諸外国における対応状況とか、第2章はステークホルダーによる対応状況といった概括的なところは残しています。詳細は別紙をご覧ください。第3章も諸外国の状況は、別紙2をご覧くださいというような形にさせていただいております、一体として抜け落ちた情報というのはないのかなというように事務局としては考えてございます。以上、駆け足になりましたけれども、事務局からの今回のパブリックコメントの結果、そしてそれを踏まえたとりまとめ案について、ご説明申し上げました。以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは只今の事務局からのご説明にご質問・ご意見がある方は、チャット欄で私に発言のご希望をお知らせいただきたいと思います、いかがでございましょうか。

とりまとめ案は大変大部なものでございましたけれども、先ほど事務局から26-1-1でご説明をいただきましたように、7月20日から8月20日までの一月の間に1706件という非常に多数のご意見を頂きました。これを全部精査した上で一定の編集を施し、また貴重なご指摘に対して本体に手を入れる部分は入れる、ご意見に対してお返しをする部分はお返しをするという作業で、事務局においても大変お疲れさまでございました。構成員の皆さまの方でご覧いただきまして、ご注意いただくべき点があればいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

基本的には大きな方向性として変わらず、さらに読みやすくするというので、先ほども入江さんからお話がありましたように、2章・3章を資料、別添という形とし、ワーキンググループの報告書を本体の中に入れ込んだということでございます。よろしいでし

ようか。

それでは意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。本日もご欠席の構成員もおられますので、追加で構成員の皆さまからご意見がございました場合には、事務局までお寄せいただきたいと思います。そして今回、事務局より説明いただきました意見募集に対する応答、そして事務局にご説明をいただきました資料の26-2シリーズと申しますか、とりまとめ案につきましては、大変僭越ではございますが、座長であります私にこの後の扱いをご一任いただければと思います。本日、事務局よりご説明いただいた修正箇所、そして、もしあればでございますけれども、追加で構成員の皆さまからご指摘いただいたものを事務局と私で検討し、それを反映させ、そして表題にある(案)を省いて、本検討会として最終的なとりまとめとすると決定させていただきたいと思いますが、そのような取り運びでよろしいでしょうか。

越前先生、水谷先生、生貝先生、澁谷先生、山本先生、田中先生、ありがとうございます。チャット欄でご賛同をいただいております。それでは、このような流れでとりまとめ案を策定する作業を進めさせていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、構成員の皆さまの方でお気づきのことがあれば、できるだけ早く事務局にお知らせをいただければというように思っております。

議事の1については、以上でございます。それでは議事の2、その他に移ります。ここからでございますけれども、前回の集まりのときでもそうございましたけれども、奥村構成員から総務省のファクトチェックの技術開発に関する実証事業についてご質問を頂いておりました。本日、奥村構成員はご欠席でございますけれども、ご意見を資料の形で事前にお預かりをしております。これにつきまして、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

【武田補佐】 事務局の総務省武田でございます。今、画面に投影させていただいておりますのが、参考資料26-1になります。こちらをご覧くださいと思います。本日の会合には奥村構成員はご欠席されておりますけれども、こちらが奥村構成員からご提出いただいている資料になります。

奥村構成員からは、前回会合におきまして事務局から説明をいたしました資料25-2、インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発実証事業の公募結果につきまして、①技術開発主体とパートナーを組んで採択されたファクトチェック機関の名称、②採択された6事業の資金規模、ファクトチェック機関が受領する予定の資金規模、それから③6事業が採択された理由、評価委員会のメンバー構成、委員会の議事録、あるいは関連文書、こうした3つ

の項目につきまして、情報公開をいただきたい旨の意見を文書で頂いているところでございます。総務省といたしましても、国家予算による技術開発案件に関しましては、その事業に対して透明性・公平性を確保することは重要であると考えております。そこで総務省事業の概要につきまして、ファクトチェック機関との関係も含めてご説明をさせていただければと思っております。

まずご質問事項①の技術開発主体とパートナーを組んで採択されたファクトチェック機関の名称についてでございますが、本年7月にインターネット上の偽・誤情報対策技術の開発実証事業において、採択された6事業のうち、2つの事業についてファクトチェック機関のご協力を頂く予定と伺っております。まず株式会社データグリッドが実施する「多様なメディアにおける最新のディープフェイクに追従した偽・誤情報検出技術の開発・実証」事業におきましては、一般社団法人セーフターインターネット協会、日本ファクトチェックセンター及び特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブの2社が実証にご協力を頂く予定となっております。また日本電気株式会社が実施をします「AIを活用した情報コンテンツの真偽判別支援技術の開発・実証」事業におきましては、日本ファクトチェックセンターにご協力を頂く予定となっております。

次にご質問事項②の事業の資金規模についてですが、総務省事業の委託事業者でありますボストン・コンサルティング・グループ合同会社から採択された6つの事業に採択された金額の総額は、約4.4億円と伺っております。なお実証にご協力を頂くファクトチェック機関である日本ファクトチェックセンター及びファクトチェック・イニシアティブにおいては、無償で実証にご協力を頂く予定と伺っているところでございます。

最後に質問事項③の6つの事業の採択理由でございます。採択された6事業は外部有識者で構成する評価委員会による評価結果を踏まえて採択されたものでございます。評価の観点といたしましては、実施要領に定めた基本的な項目に加えまして、技術の期待成果の大きさと実現可能性、社会実装への期待効果の大きさと実現可能性、それから費用対効果といった項目を加味しまして、総合的な判断を行っているところでございます。評価委員会のメンバー構成を含むその他の事業内容につきましては、こちら前回会合でもご説明しました通り、年度末に報告書の公表を予定しております。こちらによりまして、本開発実証事業の透明性・公平性確保の更なる実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。奥村構成員からのご質問に対する回答は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございました。先ほどのとりまとめ案の主文にもございますよ

うに行政機関でありますとか、公的な部門からのファクトチェックの機関の独立性を確保していくことは、社会全体においてファクトチェックの推進をはかっていくべきであるという本検討会の提言にもかかる重大な話でございますので、本日このような形で構成員からご質問があり、これに対して総務省の方で、この検討会とは別に行われている実証事業ではございますけれども、ご説明いただいたというのは、透明性を高めるという意味でも良かったと思っております。

それでは、ここからはとりまとめに至るまでの経緯、あるいはとりまとめの内容、あるいはとりまとめに限らず、デジタル空間における情報流通の健全性の確保について、全体的に何かご質問・ご意見がございましたらチャット欄で私にご発言の希望をお知らせいただければと思います。構成員に限らず、オブザーバーの方でも何かご発言があればと思いますが、いかがでございましょうか。落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。特にとりまとめ以外も含めてということでしたので、1つ、今後の検討にあたってというところで気づいた点をというように思いました。今年は例年に比べても非常にいろいろな出来事が多い年であるかなというように思っております。この検討会の中でも、例えば地震の関係についても議論いたしましたし、また各国における選挙ということもあるかと思えますし、また紛争のようなことも、残念ながら起こっているということがございます。一方で、そういう中で偽情報・誤情報の話は、各国において様々な形で問題になっていると思いますので、今年の途中のタイミングではありますけれど、いろいろ出来事も多かったという中で、実際直近でどういう出来事が起こったのかは可能であれば繰り返して振り返って、それをまた検討会の関係者にも連携しつつ実態に沿った議論ができるような準備をしていただければと思います。私の方で1点だけ気づいた点です。以上です。

【宍戸座長】 落合構成員、非常に貴重なご指摘ありがとうございます。さらにご発言のご希望等、いかがでございましょうか。私から指名申し上げて申し訳ございませんけど、もし可能であれば、この間非常に多くの回数のワーキンググループの方で、特に制度的な課題についてのとりまとめに大変ご尽力いただきました山本龍彦座長代理にも、一言頂けるとありがたいと思うのですが、今大丈夫そうでしょうか。

【山本（龍）座長代理】 ありがとうございます。特にないのですが、本当に今回、制度WGの方に関するとりまとめについても、多数のご意見・コメントを頂きましたことをこの場を借りてお礼申し上げたいと思います。いずれも本当に重要なご指摘だというように

思いますので、今後どのような形で検討が進むかまだハッキリしないところもありますが、もし私に関わるようでしたらしっかりと受け止めて、特に表現の自由とのバランスがご意見を頂いたように問われるところだと思いますので、慎重に議論していきたいというように思っております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 本日に山本座長代理には、大変な作業を事務局とともにお願いをしました。この場を借りて、お礼申し上げたいと思います。

【山本（龍）座長代理】 とんでもないです。こちらこそ、ありがとうございます。

【宍戸座長】 さらにご発言のご希望等ございますでしょうか。オブザーバーの方も含めて、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

すでに本検討会のとりまとめの内容につきましては、とりまとめ案をパブリックコメントにかける前の段階まで回数を非常に多く重ねて、構成員の皆さまはもちろんですが、オブザーバーの方、またヒアリングに応じていただいた方々とりわけプラットフォーム事業者の方々を中心に、それ以外にも政府、総務省の検討会としては、おそらく類を見ないほどに広範な分野の方々、とりわけこれまで総務省所管の法令による規制とは無縁に表現の自由、あるいはデジタル社会の情報のあり方を担ってこられた方々、その中には特に若い世代の方もおいでなことが強く私の中で印象に残っておりますけれども、様々な形でこの検討会の議論にインプットをいただきました。資料の26-2-1は、基本的にパブリックコメントを経ても変更なく、本検討会のこれまでの議論の大きな流れであるということで、今後とも本体資料とともに参照されるものとして記載をしております。

改めまして申しますと、デジタル空間における情報流通の環境の変化について、落合構成員からご指摘のありました、2024年に様々なイベントが起きることが想定されるこの時点におけるデジタル空間の情報流通の課題を整理し、また様々なステークホルダーによる対応の状況、諸外国による対応状況を整理させていただきました。その上で、本検討会におきましては、これは必ずしも政府だけということではなく、社会全体として情報流通の健全性確保に向けた基本理念を情報発信・情報伝送・情報受信という形で整理をし、各ステークホルダーに期待される役割・責務について、様々な議論を踏まえて挙げてみたというところがございます。これらは、ものによっては、例えば政府などについては法律上の根拠に基づいて、このような役割・責務がいわばある種の実定化されているものもあるでございましょうし、情報発信側の伝統メディア、あるいはファクトチェック関連団体については、法律上の義務・責務がないところにおいて、政府の検討会として全体像を見た中でこういった役

割・責務が期待されるのではないか、というある種の提言として、それぞれの主体において受け止めていただければと思います。とりわけ情報伝送プラットフォーム事業者の方々の役割・責務につきましては、かなり多くのご指摘が、この検討会に先立つ総務省プラットフォームサービス研究会の議論も引き継いで行われてきたところでもあります。引き続きまして、総合的な対策におきましては、6つの柱、普及啓発リテラシー向上、人材の確保・育成、社会全体のファクトチェックの普及、技術の研究開発実証、国際連携協力、そして制度的な対応ということで、総合的な対策を整理させていただきました。とりわけこの最後の制度的な対応につきましては、ことの性質上当然でございますけれども、パブリックコメントにおきまして、またこの検討会のとりまとめ案をパブリックコメントにかける前後くらいからの報道においても非常に多くの関心が寄せられて、議論が社会全体の中で盛んになったと思っております。デジタル空間において、先ほど基本理念ということで申しましたけれども、表現の自由の基盤をしっかりと確保していく実現していくといった観点から、デジタル空間における情報流通の健全性の確保について、今社会全体でどのようなプレーヤーにどのようなことが求められているのだろうか、その中で、政府としてプレーヤー間の関係を整理する制度的な対応として、どのようなものが考えられるのかということについて、慎重な議論を重ね、できるだけ透明性を上げて、この検討会として議論するよう、座長である私としても努めてきたというのが、私の主観であります。しかし、これについては本日傍聴いただいている方々、メディアの方々、あるいはオブザーバーの方々も含めて、様々今後ともご指摘・ご批判をいただき、それが総体としてこのデジタル空間における情報流通の健全性を確保していく、昨今でも例えば外国からおいでの方々の集団に関するメディアの発信した動画を差別的に編集した動画がプラットフォームに上がって大きな問題となっていることも現に日本の中で起きてきている中で、このような問題を防いでいく。他方で社会全体として国家権力による表現の自由等への過剰な介入がないようにする。先ほど申し上げましたようにこの報告書の基本理念として掲げております自由な情報流通、正しい情報が健全な競争環境の中で人々が選び取りながら形成されていくといった社会の発展に資するよう、今後総務省の施策はもちろんですし、この報告書の中で取り上げさせていただいたそれぞれのプレーヤーの方々が、この報告書を参考にしていろいろお考えいただき、またプレーヤー間の連携・協力をお考えいただくきっかけに、このとりまとめがなればと、私としては願っているところでございます。何と申しましても、この検討会は総務省の検討会でございますので、とりまとめの中であげられました内容については、総務省においてパブリックコメン

トでも様々ご指摘を頂きましたので、引き続き慎重なご検討をお願いしたいと思います。検討会全体で、私が座長であるということもあって特段意見を申し上げる機会もなかったので簡単に申し上げました。

他の構成員・オブザーバーの方々、何かご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは予定より早い時間でございますけれども、本日の議事は以上とさせていただきます。先ほども申し上げました通り、とりまとめの案を省いて最終的に確定していく上で、必要と考えられるご指摘等ございましたら早めに事務局までお寄せいただければと思います。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。本検討会は本日の会合が最終回となります。先ほど宍戸座長より説明いただいたとおり、とりまとめにつきましては速やかに準備の上、事務局にて公表手続を行ってまいります。事務局からは以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。なお本日は、総務省大臣官房総括審議官であります玉田様より、ご挨拶をいただけるというように伺っております。玉田総括審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

【玉田総括審議官】 宍戸座長はじめ、構成員の先生方、またオブザーバーの皆さまにおかれまして、本日も大変ご多用の中、本会合にご参加を賜りまして誠にありがとうございます。

本検討会は昨年11月からデジタル空間における情報流通の健全性の確保につきまして様々な観点からご議論いただいております。多くの論点があります中、宍戸座長には大きなご尽力を賜りまして、また構成員の皆さまのご協力も賜りまして、今般とりまとめをいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

この検討会のとりまとめでも触れていただいておりますけれども、今年の5月に情報流通プラットフォーム対処法が国会で成立いたしました。来年春頃に施行予定となっておりますけれども、この法律は大規模プラットフォーム事業者に対しまして権利侵害情報については削除対応の迅速化、権利侵害情報に該当しない場合であっても、削除基準の策定・公表を含めた運用状況の透明化を求めるものでございまして、デジタル空間の情報流通の健全性確保のため、有効な手段となろうかと存じます。総務省としましては、この法律の早期施行に向けて全力で取り組んでまいりたいというように考えております。

また総務省としまして、このとりまとめでご提言をいただいた総合的な対策を着実に進

めてまいりたいと考えております。宍戸座長からもコメントいただきましたように、信頼できるインターネット環境づくりのために、本検討会のステークホルダーの方々、幅広い関係者の方々のご理解・ご協力を賜りながら、インターネットを巡る昨今の状況についての認知の向上とともに、リテラシーの向上、こういった活動に精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますとともに、また制度的な対応について、更なる検討が必要とされた箇所につきましても、ご指摘もあった各国の出来事、あるいは取組についてもしっかり把握をしながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今後とも皆さまには、ますますのご鞭撻・ご支援を賜れば幸いです。私からは以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 玉田総括審議官、ありがとうございました。このとりまとめ案の案が取れた後は、玉田さんをはじめ、総務省の皆さまにさらなる検討をお願いすることになりますけれども、先ほど山本座長代理もおっしゃいましたように、われわれこの検討会のメンバーであった者も様々な形で見守っていき、また必要な協力を、場合によっては、批判的な指摘もあるかと思いますが、それも含めて繰り返しになりますが情報流通の健全性確保に向けての社会全体の厚みのある取り組みということで、ご理解いただければと思っております。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第26回及びワーキンググループ第33回の合同会合を閉会とさせていただきます。本日、また長きにわたりました本検討会全体につきまして、構成員・オブザーバーの皆さま、ご出席・ご参加をいただき、誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。